

令和 7 年 3 月 3 日

お客様各位

一般財団法人なら建築住宅センター  
理事長 伊伏堅太郎

現場検査日直前に検査日の変更申出される案件及び現場立会者不在等により  
再検査を実施する案件に係る手数料加算等について ( お願い )

平素は当センターの確認検査業務、住宅性能評価業務にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、近頃、確認検査業務又は住宅性能評価業務において、現場検査日の前日又は当日に検査日の変更（又はキャンセル）申出のご連絡を頂く案件が増えてきています。

また、検査当日の検査日の変更申出及び現場立会者不在等により現場に入れず再検査を実施する案件が増えてきています。

これらのことは、当センターの検査に係る事務処理も含めた安定的な検査実施の妨げとなっただけではなく、他の案件の検査希望日に添えない等の影響を与える事態にもつながっています。

については、工事の進捗管理についてこれまで以上に代理者と工事監理者間の連携を密に取って頂き、仮に検査予定日に検査できない事態が生じた場合は、当センターが検査行程を組み終える検査予定日の 2 営業日前の午前中までに当センターの検査行程組担当者（谷川：0742-27-7511）までご連絡をお願いするとともに、現場立会者不在等による再検査が生じないようにお願いします。

また、検査に係る事務処理も含めた安定的な検査を実施するため、検査予定日の 2 営業日前の午後以後に変更（又はキャンセル）が行われる場合や検査当日の検査日の変更申出及び現場立会者不在等により再検査を実施する場合は、添付した「確認検査手数料表」別紙 1の（注 7）のとおり、また「新築住宅に係る設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料表」別紙 2の（注 4）及び別紙 3の（注 5）のとおり、原則として、検査手数料に当該手数料を加算させていただきますのでご理解お願い申し上げます。ただし、自然災害等による検査日の変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算は致しません。

なお、上記加算手数料のお支払いは、原則として、建築基準法の間接検査合格証若しくは検査済証のお渡し時まで、また、住宅品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書のお渡し時までに行って頂くことにさせていただきますので、ご理解お願い申し上げます。

# 確認検査手数料表

別紙1

- (注1) 構造上の棟数が2以上の建築物については、それぞれの棟ごとの床面積に係る構造審査(構造仕様規定、構造計算、構造計算ルート2、構造計算ルート3・限界耐力計算整合性審査、建築設備(昇降機)構造計算)手数料を加算します。
- (注2) 電子申請の消防同意における紙面出力をセンターが行う場合は手数料を加算します。(ただし、一戸建ての住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、当該加算手数料をいただきません。)
- (注3) 確認済証交付後の軽微変更に係る手数料を設けます。当該手数料は、軽微な変更届又は軽微な変更説明書(中間検査時または完了検査時に検査員から提出を求められた場合に提出するもの)1件ごとの手数料です。(ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物については、当該手数料をいただきません。)
- (注4) 用途変更、移転、増築及び大規模の修繕・模様替の場合の手数料算出の床面積は、当該用途変更、増築等に係る部分の床面積とします。ただし、当該用途変更、増築等以外の部分へ審査が及ぶ場合の手数料算出の床面積は、当該審査が及ぶ部分も合わせた床面積とします。
- (注5) 計画変更の場合の手数料算出の床面積は、当該計画変更に係る部分(軽微変更も併せて申請する場合は当該軽微変更に係る部分も含む。)の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とします。
- (注6) 中間検査における手数料算出の床面積の合計は、構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。また、工区分け等により段階的に中間検査を受けようとする場合の手数料算出の床面積の合計は、当該工区分けをした部分の構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。
- (注7) 検査に係る事務処理も含めた安定的な検査を実施するため、中間及び完了検査日の変更のうち、検査予定日の2営業日前の午後以後の変更(又はキャンセル)は、5,000円を原則として加算します。また、検査当日の検査日の変更(又はキャンセル)及び立会者不在等により再検査を実施する場合は、当該検査手数料の50%又は20,000円の低い方の金額を原則として加算します(検査予約及び検査申請前に必ず工事の進捗状況の確認をお願いします。また立会者不在等による再検査が生じないようお願いします。)。ただし、自然災害等による検査日の変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算はいたしません。
- (注8) 法改正に伴う経過的な措置(法改正の施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工した建築物の経過措置)や特定行政庁の規則等により、中間又は完了検査時に構造関係規定等及び省エネ仕様基準への適合確認ができる図書を添付される場合の審査手数料は、当該構造関係規定等に係る加算手数料と同額とします。
- (注9) 完了検査手数料において、当センターで建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、当該手数料の20%を減額します。(次の①の3に再掲)

## ①手数料の減額

- 適合証明との同時申請の場合は、確認手数料より1,000円減額します。
- 確認申請及び中間・完了検査の件数が4件以上(同一用途・構造・規模・場所・検査の実施日等)の同時申請の場合は、4件目から1,000円減額します。
- 完了検査と建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、20%減額します(千円未満は切捨て)。ただし、法改正後の法6条1項3号は除きます。
- 中間・完了検査と、瑕疵担保保険(中間検査時のみ)、適合証明、建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、各検査毎に1,000円減額します。(建設住宅性能評価の場合は、上記3の減額後さらに1,000円減額する。)
- 平成28年4月以降に造成工事が完成した一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請20件以上を提出される場合は、完了検査手数料より1,000円減額します。
- 奈良県以外の区域の一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請50件以上を提出される場合の確認申請手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料は、別表(1)の1の額とする。なお、当該規定の適用を受けたものは、上記5の規定を適用しません。

## ②遠隔地の手数料の割増額(中間・完了検査毎になります。)

下記の村区域別の額を検査手数料に加算します。

単位：円(非課税)

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合	10,000
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合	17,000

## ③その他

- 確認済証の交付が当センター以外でなされた場合で、中間・完了検査を当センターで希望されたと、確認手数料相当額を加算します。なお、当該加算する手数料は中間・完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収します。
- 追加説明書の審査手数料は、計画変更の手数料と同額とします。

## 経過措置

令和7年3月31日以前(改正法施行前)に着工されたものについては、施行日(令和7年4月1日)以降の計画変更に係る確認申請や検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。また、4号特例の縮小又は省エネ基準適合義務化の拡大の対象にならない建築物は、令和7年3月31日までに確認の事前審査願書を受理したものについて、その確認申請(計画変更含む)及び検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。

## 支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)



## 新築住宅に係る設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料

令和7年4月1日施行

## 《一戸建て住宅》

単位:円(消費税込)

## 《設計住宅性能評価》

床面積の合計	必須の4項目のみの場合		必須の4項目 + 選択項目を1～3項目選択する場合		必須の4項目 + 選択項目を4～6項目選択する場合	
	一般	認定・認証付き	一般	認定・認証付き	一般	認定・認証付き
～ 100㎡ 以内	28,000	24,000	30,000	26,000	32,000	27,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	31,000	27,000	35,000	29,000	37,000	31,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	37,000	31,000	40,000	35,000	43,000	37,000
300㎡ 超 ～	55,000	44,000	61,000	50,000	61,000	54,000
液状化情報の提供を選択追加する場合の加算額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

## 《建設住宅性能評価(新築)》

床面積の合計	建築基準法の検査と建設性能評価とを同時に申請する場合		
	一般 検査回数:4回 (配筋・躯体・断熱・竣工)	認定・認証付き(うち温熱認証無し) 検査回数:3回 (配筋・断熱・竣工)	認定・認証付き 検査回数:2回 (配筋・竣工)
～ 100㎡ 以内	72,000	65,000	62,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	82,000	76,000	72,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	102,000	94,000	87,000
300㎡ 超 ～	112,000	104,000	96,000
床面積の合計	建築基準法の検査が他機関の場合		
	一般	* 検査回数:3回 (配筋・断熱・竣工)	認定・認証付き 検査回数:2回 (配筋・竣工)
～ 100㎡ 以内	75,000	70,000	65,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	85,000	79,000	75,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	107,000	98,000	91,000
300㎡ 超 ～	117,000	108,000	100,000

注1 一戸建て住宅の併用住宅は、一戸建て住宅として扱います。

注2 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料の算定は、一戸建て住宅の延床面積とします。長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて申請する場合は、上記評価手数料に7,000円を加算します。

注3 建設住宅性能評価については、次の①又は②の地域の場合、検査1回につき上表の建設住宅性能評価手数料に各々の割増額を加算します。但し、当センターの確認検査と同時に行う検査の場合は加算しません。

①奈良県内のうち宇陀郡曽爾村及び御杖村並びに吉野郡川上村及び東吉野村の場合、割増額10,000円

②奈良県内のうち吉野郡天川村、野迫川村、下北山村、上北山村及び十津川村の場合、割増額17,000円

注4 検査に係る事務処理も含めた安定的な検査を実施するため、建設住宅性能評価(配筋・躯体・断熱・竣工検査)の検査日の変更のうち、検査予定日の2営業日前の午後以後の変更(又はキャンセル)は、5,000円を原則として加算します。また、検査当日の検査日の変更(又はキャンセル)及び立会者不在等により再検査を実施する場合、当該手数料の30%又は20,000円の低い方の額を原則として加算します(検査予約及び検査申請前に必ず工事の進捗状況の確認をお願いします。また立会者不在等による再検査が生じないようお願いします。)。ただし、自然災害等による検査日の変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算はいたしません。また、当センターの建築基準法による検査において当該案件で同様のキャンセル加算又は再検査加算を行う場合は、当該加算(いわゆるダブル加算)はいたしません。

注5 上記手数料(建設住宅性能評価)には、支援センター負担金(4,000円/戸)を含んでいます。

注6 変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等の確認(加算後の手数料)の手数料は、別表2で定められた手数料の2分の1の額とします。長期使用構造等に係る軽微変更該当証明は5,000円とします。

注7 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項、同第7条第4項及び同第7条第5項に基づき、住宅性能評価書の再交付を行う場合の手数料は、1通につき2,000円とします。

注8 上記6で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。

注9 上記以外で特に理事長が認めるものについては、別途考慮させていただきます。

評価項目 ●: 必須、○: 選択	【評価項目】	
	必須の4項目のみの場合	申請パターン 必須の4項目 + 選択項目を1項目以上選択する場合
① 構造の安全	●	●
② 火災時の安全	-	○
③ 劣化の軽減	●	●
④ 維持管理	●	●
⑤ 温熱環境	●	●
⑥ 空気環境	-	○
⑦ 光・視環境	-	○
⑧ 音環境	-	○
⑨ 高齢者	-	○
⑩ 防犯	-	○
液状化情報提供	※	※

## 新築住宅に係る設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料

令和7年4月1日施行

《共同住宅》

単位:円(消費税含む)

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
～ 500㎡ 以内	24,000 +M × 9,000	N × 24,000・M × 14,800
500㎡ 超 ～ 1,000㎡ 以内	29,000 +M × 9,000	N × 29,000・M × 14,800
1,000㎡ 超 ～ 2,000㎡ 以内	40,000 +M × 9,000	N × 40,000・M × 14,800
2,000㎡ 超 ～ 3,000㎡ 以内	52,000 +M × 9,000	N × 52,000・M × 14,800
3,000㎡ 超 ～ 4,000㎡ 以内	64,000 +M × 9,000	N × 64,000・M × 14,800
4,000㎡ 超 ～ 6,000㎡ 以内	75,000 +M × 9,000	N × 81,000・M × 14,800
6,000㎡ 超 ～ 8,000㎡ 以内	114,000 +M × 9,000	N × 93,000・M × 14,800
8,000㎡ 超 ～ 10,000㎡ 以内	155,000 +M × 9,000	N × 104,000・M × 14,800
10,000㎡ 超 ～ 15,000㎡ 以内	196,000 +M × 9,000	N × 128,000・M × 14,800
15,000㎡ 超 ～ 20,000㎡ 以内	254,000 +M × 9,000	N × 150,000・M × 14,800
20,000㎡ 超 ～	310,000 +M × 9,000	N × 173,000・M × 14,800

※Mは戸数、Nは検査回数を表します。

## 【床面積の算定】

注1 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料の算定は、住宅部分の床面積とします。

注2 住宅以外の用途に供する部分がある場合は、当該部分の面積の1/2を減じて床面積を計算して下さい。

注3 住宅性能評価をしない住戸がある場合は、住宅性能評価対象外住戸の面積の1/2を減じて床面積を計算して下さい。

## 【性能評価手数料】

注1 住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証を利用される場合は、設計住宅性能評価の手数料を1割引とします。(但し、認定・認証が2項目以上ある場合に限りです。)

注2 型式住宅部分等製造者認証を利用される場合は、建設住宅性能評価手数料を1割引とします。

注3 建築基準法に基づく検査を、建設住宅性能評価と同時に当センターへ申請される場合は、建設住宅性能評価手数料が1割引(中間検査及び完了検査が同時の場合は2,000円を引いた額、完了検査

注4 上記手数料(建設住宅性能評価)には、支援センター負担金(4,000円/戸)を含んでいます。

注5 検査に係る事務処理も含めた安定的な検査を実施するため、建設住宅性能評価(配筋・躯体・断熱・竣工検査)の検査日の変更のうち、検査予定日の2営業日前の午後以後の変更(又はキャンセル)は、5,000円を原則として加算します。また、検査当日の検査日の変更(又はキャンセル)及び立会者不在等により再検査を実施する場合、当該手数料の30%又は20,000円の低い方の額を原則として加算します(検査予約及び検査申請前に必ず工事の進捗状況の確認をお願いします。また立会者不在等による再検査が生じないようお願いします。)。ただし、自然災害等による検査日の変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算はいたしません。また、当センターの建築基準法による検査において当該案件で同様のキャンセル加算又は再検査加算を行う場合は、当該加算(いわゆるダブル加算)はいたしません。

注6 建設住宅性能評価については、次の①又は②の地域の場合、検査1回につき上表の建設住宅性能評価手数料に個々の割増額を加算します。

但し、当センターの確認検査と同時に行う検査の場合は加算しません。

①奈良県内のうち宇陀郡曽爾村及び御杖村並びに吉野郡川上村及び東吉野村の場合、割増額10,000円

②奈良県内のうち吉野郡天川村、野迫川村、下北山村、上北山村及び十津川村の場合、割増額17,000円

注7 長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて申請する場合は、上記評価手数料に7,000円を加算する。また、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明は5,000円/件とします。

注8 変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等の確認(加算後の手数料)の手数料は、別表3で定められた手数料の2分の1の額とします。

注9 上記手数料で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。

注10 上記以外で特に理事長が認めるものについては、別途考慮させていただきます。